

国保医療費や介護利用料の免除措置を延長

◎台風第19号で被災者

免除措置を延長

町では、東日本大震災や令和元年台風第19号で被災された方を対象とした国保医療費の一部負担金および介護保険サービス利用料の免除措置を延長します。

現在の対象者のうち住民税非課税世帯の方に限定して来年12月31日まで延長します。

左表①の人には、新しい証明書を今年中に発送しますのでご利用ください。また、左表②の人は申請が必要ですので、役場担当窓口で申請してください。

なお、4月以降の証明書については別途送付します。

◎台風第19号で被災者

上表③の人には、今年中に免除証明書を発送しますので、該当する人は申請が必要です。役場担当窓口で申請してください。

31日まで延長します。

なお、4月以降は、
◎東日本大震災被災者 東日本大震災で被災された方を対象とした後期高齢者医療費の一部負担金の免除措置が来年3月31日まで延長されます。免除措置を来年3月31日まで延長します。

左表①の人には、新しい証明書を今年中に発送しますのでご利用ください。また、左表②の人は申請が必要ですので、役場担当窓口で申請してください。

なお、4月以降の証明書については別途送付します。

※これまで窓口で提示していた証明書は、来年1月1日以降、使用できません。

35)へどうぞ。

▼介護利用料に関すること: 町長寿福祉課介護保険係(☎82-1311内線131、132)、課国民健康保険係(☎82-1311内線134、135)へどうぞ。

東日本大震災で被災された方を対象とした後期高齢者医療費の一部負担金の免除措置が来年3月31日まで延長されます。

なお、4月以降については、決まり次第お知らせします。

◆問い合わせ 町民課国民健康保険係(☎82-3111内線131、132)へどうぞ。

各種経費を補助 期限内に申請を

◎テイクアウトサービス等導入支援事業補助金(町)

町では、テイクアウトサービスやデリバリーサービスを始める飲食店に対して導入費用を一部助成しています。※他の補助制度で対象とされた経費は補助対象外

▷対象者 町内飲食店で ▷対象サービスを実施するために必要な営業許可を受けている ▷令和2年3月1日以降にサービスを開始した ▷補助金の交付申請日に対象サービスを終了していない——事業者

▷補助率 10分の10(上限10万円)

▷対象経費 容器購入やメニュー作成、チラシ配布などの費用(その他、町長が認めるもの)

▷申請書類 ▷申請書 ▷確認書 ▷領収書などの写し ▷営業許可証の写し ▷対象サービスの実施確認書類(メニューなど) ▷代表者の本人確認書類の写し

※申請書および確認書は、町水産商工課で配布しているほか、町ホームページでダウンロード可能

▷申請期限 来年2月末

◆申請先・問い合わせ 町水産商工課観光振興係(☎82-3111内線223、224)へどうぞ。

◎地域企業感染症対策等支援事業(県)

県では、新たに感染対策や業態転換に取り組む事業者に対し、経費の一部を助成しています。

※他の補助制度で対象とされた経費は補助対象外

▷対象者 小売業や飲食業、サービス業(宿泊業含む)、道路旅客運送業の中小企業者や中小企業で構成する団体

※対象者の詳細は募集要項を確認してください。

▷補助率 10分の10(上限10万円)

※道路旅客運送業以外の消耗品費は3万円まで

▷補助対象期間 令和2年4月~12月

※4月1日以降で交付決定前に着手した経費も契約書や領収書などで確認できれば対象

▷対象経費 感染対策や業態転換(テイクアウトや移動販売など)の初期経費など ▷感染症対策…換気扇や加湿器の購入費用 ▷業態転換…テイクアウトや宅配、移動販売に係る費用(その他、知事が認めるもの)

※感染症対策は原則「業種ごとの感染症予防ガイドライン」に沿ったものとする。

▷申請書類 ▷申請書 ▷対象経費の根拠書類の写し ▷受取口座通帳の写し ▷法人登記事項証明書など(法人のみ) ▷代表者の確認書類(個人事業主のみ)

▷申請期限 来年1月上旬

◆申請先・問い合わせ 山田町商工会(☎82-2515)へ。